

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告するとともに当該届出に係る書類を、この公告の日から4月間静岡市経済局商工部商業労政課、葵区地域総務課及び駿河区地域総務課において縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、この公告の日から4月以内に静岡市に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年7月22日

静岡市長 田 辺 信 宏

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 マックスバリュ静岡丸子店
所在地 静岡市駿河区北丸子一丁目637-1

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 神尾 啓治
(変更後) マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 作道 政昭

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 神尾 啓治
(変更後) マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 作道 政昭

3 変更の年月日

令和4年5月24日

4 届出年月日

令和4年7月4日